

議案第 5 4 号

小田原市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務が個人番号の利用に係る準法定事務として定められたことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務について、この条例による個人番号の利用及び庁内連携における特定個人情報の利用の対象から除外することとする。（別表第 1 及び別表第 2 関係）

[適 用]

公布の日